

上越市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 2 1 号

上越市行政組織規則の一部を改正する規則

上越市行政組織規則（平成 1 4 年上越市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 4 項及び第 1 5 項を削る。

第 1 0 条第 2 項中「、副所長、副館長及び副センター長」を「及び副所長」に改め、同条第 3 項中「及び班長」を「、班長及び副館長」に改める。

別表第 1 都市整備部の部を次のように改める。

都 市 整 備 部	都市整備課		監理係 計画係 市街地整備係 公園整備係 公園管理係
	道路課		道路管理係 道路行政係 計画係 街路係 道路建設係 道路維持係
		雪対策室	雪対策係 施設管理係
	河川海岸砂防課		河川海岸砂防係
		保倉川放水路沿川まちづくり推進室	まちづくり推進係
	雨水施設課		施設管理係 計画・整備係
	建築住宅課		指導係 審査係 公営住宅係 住宅対策係
		営繕室	企画調整係 営繕第一係 営繕第二係

別表第 1 農林水産部の部農政課の項中「担い手育成・農地利用調整係」を「担い手育成係 農地利用調整係」に改める。

別表第 2 その他の機関の部中

「

男女共同参画推進センター	男女共同参画推進係	多文化共生課
女性サポートセンター		

を

」

「

男女共同参画推進センター	男女共同参画推進係	多文化共生課
--------------	-----------	--------

に改め、

」

同部下水道センターの項を削る。

別表第3 総合政策部の部交通政策課の款交通企画係の項中「在来線の運行対策」を「在来線等の運行対策及び利用促進」に改め、同款地域交通係の項中「運行対策」の次に「及び利用促進」を加え、同表地域政策課の款自治推進係の項及び地域振興係の項を次のように改める。

自治推進係	1 上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）に関する事 2 地域自治区制度に関する事 3 コミュニティプラザに関する事 4 上越市市民投票制度に関する事 5 地域振興基金に関する事 6 まちづくり基金に関する事 7 地域自治区の地域振興に関する事 8 木田庁舎と総合事務所の間及び総合事務所間の事務の調整に関する事 9 その他地域自治及び住民自治の推進に関する事 10 課の庶務に関する事
地域振興係	1 広域的な政策及び新たな地域振興策の企画及び調整に関する事 2 集落支援に関する事 3 中山間地域支援に関する事 4 過疎地域の持続的発展に関する事

別表第3 総合政策部の部地域政策課の款地域コミュニティ活動推進係の項中「7 課の庶務に関する事。」を削り、同表環境部の部生活環境課の款衛生環境係の項中

「6 環境美化に関する事。

7 生活環境協議会及び生活環境協議会連合会に関する事。

8 全国都市清掃会議に関する事。

9 課の庶務に関する事。

「6 浄化槽清掃業の許可に関する事。

7 合併処理浄化槽の設置促進に関する事。

8 環境美化に関する事。

9 生活環境協議会及び生活環境協議会連合会に関する事。

10 全国都市清掃会議に関する事。

11 課の庶務に関する事。

部行政イノベーション課の款行政改革推進係の項中「行政DXの推進等による」を削り、「改善」を「事務改善」に改め、同款情報政策係の項中

「3 マイナンバー制度に関する事。

4 課の庶務に関する事。

を

」

に改め、同表総務部の

」

を

」

「3 情報システムの導入に関すること。

4 マイナンバー制度に関すること。 に改め、同款情報管理系の項中「市の情報シス

5 課の庶務に関すること。 」

テムの導入、」を「情報システムの」に改め、同表都市整備部の部道路課の款雪対策室の項を次のように改める。

雪対策室	雪対策係	1 市道の除雪に関すること。 2 雪対策に関する調査及び研究に関すること。 3 雪対策に関する事業の調整に関すること。 4 その他雪対策に関すること。 5 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。
	施設管理係	1 消融雪施設及び流雪溝施設の建設及び維持管理に関すること。 2 除雪機械の更新及び維持管理に関すること。 3 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。

別表第3都市整備部の部河川海岸砂防課の款の次に次のように加える。

雨水施設課	施設管理係	1 都市下水路及び雨水排水路の維持管理及び占用許可に関すること。 2 課の庶務に関すること。 3 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。
	計画・整備係	1 雨水施設の整備の計画に関すること。 2 雨水施設の設計、施工及び監督に関すること。

別表第3都市整備部の部生活排水対策課の款及び下水道建設課の款を削り、同表健康福祉部の部福祉課の款福祉第一系の項中

「3 障害者団体の支援に関すること。

を「3 その他障害者の福祉制度に関する

4 その他障害者の福祉制度に関すること。」

ること。」に改め、同款福祉第二系の項を次のように改める。

福祉第二係	1 障害者に係る各種制度の相談に関すること。
	2 障害者団体の支援に関すること。
	3 障害者等に係る各種手当の支給に関すること。
	4 障害者手帳の交付に関すること。
	5 障害者の医療費助成に関すること。
	6 その他障害者の福祉制度に関すること。

別表第3健康福祉部の部生活援護課の款援護第一系の項中「3 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。」を削り、同款援護第二系の項を次のように改める。

援護第二係	1 生活保護に関すること。
	2 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。
	3 社会福祉統計に関すること。

	4 戦傷病者、戦没者遺族会等に関する事
	5 福祉避難所の運営等の全体調整に関する事
	6 要支援者の避難行動の支援に関する事
	7 要援護世帯の除雪費助成に関する事
	8 課の庶務に関する事

別表第3健康福祉部の部健康づくり推進課の款健康増進係の項を次のように改める。

健康増進係	1 健康増進計画に関する事
	2 成人保健に関する事
	3 精神保健に関する事
	4 その他保健事業に関する事
	5 健康福祉部及びこども・子育て部が所管する事務に係る保健指導等に関する事

別表第3健康福祉部の部国保年金課の款年金係の項中「5 課の庶務に関する事。」を削り、同款後期高齢者医療係の項中「2 高齢者の医療費助成に関する事。」を

「2 高齢者の医療費助成に関する事。 に改め、同表こども・子育て部の部こども家庭3 課の庶務に関する事。」

センターの款企画管理係の項中「子ども・子育て支援総合計画」を「こども計画」に改め、同款家庭福祉・給付係の項中「8 その他児童並びに母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事。」を

「8 妊婦のための支援給付に関する事。 に改め、同部幼児9 その他児童並びに母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事。」

保育課の款管理係の項中「並びに給食の計画及び」を「及び給食の計画の」に改め、同款保「7 ファミリーヘルプ保育園に関する事。

育係の項中 8 病児保育に関する事。 を
9 その他保育に関する事。」

「7 特別保育事業に関する事。
8 ファミリーヘルプ保育園に関する事。 に改め、同表産業部の部産業立地課の款産
9 病児保育に関する事。
10 その他保育に関する事。」

業立地推進係の項中

「5 国際経済施策に関する事。
6 課の庶務に関する事。
7 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する事と。」

を

「5 課の庶務に関する事。

6 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関するこ
と。」

に改め、同款直江津港振興係の項中「5 直江津港湾協会に関すること。」を

「5 直江津港湾協会に関すること。

6 国際経済施策に関すること。」

に改め、同部魅力創造課の款企画係の項中

「3 観光交流ビジョンに関すること。

4 観光施策の企画立案及び調査に関すること。

5 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関するこ
と。」

を

「3 観光施策の企画立案及び調査に関すること。

4 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関するこ
と。」

に改め、同款交流推進係の項中

「9 部及び課の庶務に関すること。

10 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する
こと。」

を

「9 観光交流ビジョンの関すること。

10 部及び課の庶務に関すること。

11 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する
こと。」

に改め、同部文化振興課の款文化振興係の項中

「6 課の庶務に関すること。

7 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関するこ
と。

を「7 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関するこ
と。」に改め、同款歴史資源係の項中「4 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区
総合事務所との連携調整に関すること。」を

「4 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関するこ
と。

5 課の庶務に関すること。」

に改め、同表農林水産部の部農政課の款農業総務係の項中「及び地産地消」を削り、

「

担い手 育成・ 農地利 用調整 係	1	担い手の確保及び育成に関すること。
	2	担い手育成総合支援協議会に関すること。
	3	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に係る地域計画に関すること。
	4	集落営農の推進及び法人化に関すること。
	5	農地中間管理事業に関すること。
	6	農業振興地域整備計画に関すること。
	7	所管する事務に係る農業委員会事務局、集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。

」

を

」

「

担い手 育成係	1	担い手の確保及び育成に関すること。
	2	担い手育成総合支援協議会に関すること。
	3	集落営農の推進及び法人化に関すること。
	4	所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。
農地利 用調整 係	1	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に係る地域計画に関すること。
	2	農地中間管理事業に関すること。
	3	農業振興地域整備計画に関すること。
	4	所管する事務に係る農業委員会事務局、集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。

に改め、同部農村振興課

」

の款販売促進係の項及び管理係の項を次のように改める。

販売促 進係	1	農産物の販売促進に関すること。
	2	地産地消の推進に関すること。
	3	農産物の輸出に関すること。
	4	アグリビジネス創出の支援に関すること。
	5	農村と都市との地域間交流の推進に関すること。
	6	所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。
管理係	1	農林水産業者への融資等に関すること。
	2	所管する施設に関すること。
	3	課の庶務に関すること。
	4	所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。

別表第3 農林水産部の部農林水産整備課の款農業農村整備係の項中

「5 農林水産体験交流に関すること。

6 その他農地に関すること。

7 課の庶務に関すること。

8 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する
こと。」

を

「5 その他農地に関すること。

6 課の庶務に関すること。

7 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する
こと。」

に改める。

別表第4行政機関の部安塚区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。

9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」

を「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部浦川原区総合事務所の款建設グループの項中

「4 担当区域内の公共下水道及び農業集落排水の整備に関すること。

5 担当区域内の公営住宅の整備に関すること。」を

6 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

「4 担当区域内の公営住宅の整備に関すること。

5 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」に、

「5 担当区域内の公共下水道及び農業集落排水の維持管理並びに浄化槽に関すること。

6 担当区域内の公営住宅の維持管理に関すること。

7 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

を「5 担当区域内の公営住宅の維持管理に関すること。

6 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

に改め、同部大島区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。」を

9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部牧区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。」を

9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部柿崎区総合事務所

の款建設グループの項中

- 「4 担当区域内の公共下水道及び農業集落排水の整備に関すること。
- 5 担当区域内の公営住宅の整備に関すること。
- 6 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

を

- 「4 担当区域内の公営住宅の整備に関すること。
- 5 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」に、
- 「5 担当区域内の公共下水道及び農業集落排水の維持管理並びに浄化槽に関すること。
- 6 担当区域内の公営住宅の維持管理に関すること。
- 7 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

「5 担当区域内の公営住宅の維持管理に関すること。」を

- 6 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

に改め、同部大湊区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。」を
削り、同部頸城区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

- 「8 担当区域内の公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。
- 9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」を
- 「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部吉川区総合事務所の

の款総務・地域振興グループの項中

- 「8 担当区域内の農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。
- 9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」を

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部中郷区総合事務所の
の款総務・地域振興グループの項中

- 「8 担当区域内の公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。
- 9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」を

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部板倉区総合事務所の
の款建設振興グループの項中

- 「4 担当区域内の公共下水道及び農業集落排水の整備に関すること。
- 5 担当区域内の公営住宅の整備に関すること。
- 6 担当区域内の防衛施設周辺整備事業の工事に関すること。
- 7 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

「4 担当区域内の公営住宅の整備に関すること。

5 担当区域内の防衛施設周辺整備事業の工事にに関すること。に、

6 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

「5 担当区域内の公共下水道及び農業集落排水の維持管理並びに浄化槽に関すること。

6 担当区域内の公営住宅の維持管理に関すること。

7 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

を「5 担当区域内の公営住宅の維持管理に関すること。

6 所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」

に改め、同部清里区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。

9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」を

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部三和区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。

9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」を

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同部名立区総合事務所の款総務・地域振興グループの項中

「8 担当区域内の公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に係る受付等に関すること。

9 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」を

「8 担当区域内の公営住宅に係る受付等に関すること。」に改め、同表その他の機関の部女性サポートセンターの款及び下水道センターの款を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(職員の被服貸与規則の一部改正)

2 職員の被服貸与規則(昭和46年上越市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「並びに下水道終末処理場」を削る。

(上越市財務規則の一部改正)

3 上越市財務規則(昭和46年上越市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「及び営繕室」を「、保倉川放水路沿川まちづくり推進室、営繕室及び商業・中心市街地活性化推進室」に改める。

(上越市公印規則の一部改正)

4 上越市公印規則（昭和 4 7 年上越市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の表中

「

〃	建築住宅 課用	〃	〃	〃	建築住宅課に属する諸証明 用	建築住宅課 長	1
〃	下水道業 務用	〃	〃	〃	下水道業務に関する公文書 用	生活排水対 策課長	1
〃	健康づく り推進課	〃	〃	〃	健康づくり推進課に属する 諸証明用	健康づくり 推進課長	2

」

を

「

〃	建 築 住 宅 課用	〃	〃	〃	建築住宅課に属する諸証明 用	建 築 住 宅 課 長	1
〃	健 康 づ く り推進課	〃	〃	〃	健康づくり推進課に属する 諸証明用	健 康 づ く り 推進課長	2

」

に改める。

（上越市職員安全衛生管理規則の一部改正）

5 上越市職員安全衛生管理規則（昭和 5 7 年上越市規則第 1 6 号）の一部を次のように改める。

第 9 条第 1 項中「、金谷山リフト及び週末処理場」を「及び金谷山リフト」に改める。